

| 区 分   | 年 月 日      |
|-------|------------|
| 策 定   | 平成26年6月30日 |
| 第1回改定 | 令和2年6月30日  |
| 第2回改定 | 令和5年6月30日  |

# 京都府農地中間管理事業 の推進に関する基本方針

〔 目標：令和14年度 〕

令和5年6月  
京 都 府

# 京都府農地中間管理事業の推進に関する基本方針

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 3 条の規定により、京都府の農地中間管理事業の推進に関する基本方針を下記により定める。

## 記

### 1 趣旨

農業者数の減少や高齢化、さらには荒廃農地の増加など、府内農業を取り巻く状況が厳しい中、本府農業の持続的発展を図るためには、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確にした「地域計画」を策定し、力強い農業構造を構築していく必要がある。

このため、本府は、本基本方針に基づき、農地中間管理事業を活用して、中核的担い手への農用地等の集積・集約化を図るとともに、多様な担い手も含めた農用地等の有効活用を促進する。

### 2 中核的担い手が利用する農用地の面積の目標 <令和 5 年 6 月策定>

|                  | 現在<br>(令和 3 年度) | 概ね 10 年後<br>(令和 14 年度) |
|------------------|-----------------|------------------------|
| 耕地面積①            | 29,700ha        | 29,700ha               |
| うち中核的担い手が利用する面積② | 9,733ha         | 15,800ha               |
| 育成すべき経営の数        |                 |                        |
| (1) 認定農業者        | 1,467 経営体       | 1,807 経営体              |
| うち個人             | 1,179 経営体       | 1,406 経営体              |
| うち法人             | 288 経営体         | 401 経営体                |
| (2) 認定新規就農者      | 170 経営体         | 219 経営体                |
| (3) 基本構想水準到達者※   | 431 経営体         | 505 経営体                |
| (4) 集落営農組織       | 323 組織          | 358 組織                 |
| (5) 今後育成すべき者     | 1,111 経営体       | 1,301 経営体              |
| ②/①              | 33%             | 53%                    |

※基本構想水準到達者：市町村農業経営基盤強化促進基本構想における農業経営指標の水準に達成している農業者

### 3 2 以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

(1) 中核的担い手の農業経営の効率化を図るため、分散錯圃の解消により農用地の集団化を進める。

(2) 荒廃農地(令和 3 年度末 1,502ha)の解消

①再生可能な荒廃農地を、土地改良事業等により再生し、農地中間管理機構を通じて地域の担い手に集積させ、丹波くりなどの地域特産物の生産に活用するなど、新たな取組を展開する。

②再生が困難な荒廃農地や荒廃農地化が危ぶまれる農地については、地域の話し合いを通じて、計画的な植林や発電設備などの設置なども含め、地域の合意に基づく最適な土地利用への転換を促進する。

令和 14 年度を目標に荒廃農地のすべてを解消する。

#### **4 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向**

- (1) 農地中間管理機構は、「地域計画」の実現のために、農地の貸借を基本とした上で、農作業の受委託等を含めて農地中間管理事業を実施するものであり、市町村が行う担い手への農地集積・集約化と荒廃農地の発生防止・解消に向けて、農業委員会等関係機関と連携して推進する。
- (2) 農地中間管理機構は、市町村が地域計画を策定する際には、広域的な見地からの農地の受け手の情報や意向を提供することにより、農地中間管理事業を効率的かつ効果的に推進し、地域の実情に応じた農地の有効利用と農地の集約化を進める。
- (3) 農地中間管理機構は、農地集積・集約化を加速化するために、地域別に現地推進役を配置し、農地の所有者や借受者への事業活用の働きかけ等による現場活動を行うとともに、地域計画策定の協議の場に積極的に参加し、市町村及び農業委員会に協力をするなど、関係機関と一体的に業務を進める。

#### **5 農地中間管理事業の実施方法**

- (1) 農地中間管理機構は、市町村等に、必要な取組については業務委託するとともに、農用地利用集積等促進計画を定める際には、市町村に対して当該計画案の提出を求めるものとする。
- (2) 市町村農業公社、農業協同組合、土地改良区、民間企業等については、その能力・実績等からみて、委託された業務を適切に行えると認められる場合に委託を認めることとする。

#### **6 農地中間管理事業に関する啓発普及**

- (1) 農地中間管理機構は、「地域計画」の策定に向けた話し合いの過程において、市町村、農業委員会と連携の上、地域の関係者に農地中間管理事業の活用方法等について、周知を図る。
- (2) 農地中間管理機構はもとより、市町村、農業委員会、J A等関係機関が開催する研修会や広報紙、インターネット等で農地中間管理事業の制度等を広く啓発普及するとともに、パンフレットによる優良事例の紹介など農地中間管理機構を活用した中核的担い手やその他の多様な担い手への農地の集積・集約の機運の向上を図る。

#### **7 関係機関との連携**

- (1) 農地中間管理機構は、「地域計画」の実現のために、関係機関と協力し、一体的に農地中間管理事業の活用を図る。
- (2) 京都府と農地中間管理機構は、市町村、農業委員会、J A、土地改良区をはじめ、農業協同組合中央会、土地改良事業団体連合会、日本政策金融公庫など関係機関の果たす役割に応じて密接に連携・協力し、農地中間管理事業の推進を図る。